

1. 件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の使用施設の使用前確認申請書に関する面談

2. 日時：令和2年11月9日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、

松本主任原子力専門検査官、佐山主任原子力専門検査官、

千葉管理官補佐、清水検査技術専門職

日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部担当者 他8名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、使用施設の使用前確認申請時期についての確認及び令和2年11月5日付けで申請された使用前確認申請書について、資料に基づき以下のとおり説明を受けた。

- ・使用施設の使用前確認申請時期についての原子力機構の考え方は資料のとおりである。
- ・本使用前確認申請は、原子力科学研究所燃料試験施設のうち LOCA 試験装置の更新に係るものであり、令和2年5月1日付け原規規発第 2005011号をもって使用の変更の許可を受けた。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

- ・資料の中で、「使用施設においては、・・・・使用者が実施する使用前検査の一連の活動について、記録等により確認されるものと認識している」とあるが、基本は、使用前検査の実施状況を立会い等で行う。
- ・使用施設の使用前検査の実施は事業者であり、原子力規制庁は原子力規制検査でその実施状況を確認する。
- ・原子力規制検査で使用施設の使用前検査が適切な時期に適切な方法で行われているかを確認し、使用前確認として、使用前検査が漏れなく終了していることを確認する。
- ・工事の工程で、第1号検査、第2号検査、第3号検査についてそれぞれの具体的日程を記載すること。
- ・使用前検査の時期については、3日間を予定しているがスケジュールを提出すること。

- ・更新した LOCA 試験装置の冷却水用配管のセル内の取り合いを明確にすること。
- ・敷地内の燃料試験施設を明示した図面を添付すること。
- ・使用前確認申請書については、今回の面談結果の内容を反映し、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：使用施設使用前確認申請時期について

以上